

# 平成 28 年度 第 3 回

## 愛南町定例農業委員会議事録

招 集 年 月 日	平成 28 年 6 月 24 日 (金) 午前 16 時 00 分～午後 16 時 42 分					
招 集 の 場 所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員  <u>26 名</u>  欠席委員  <u>1 名</u>	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	和喜田 重則	出	15	太田 憲男	出
	2	畑田 藤志郎	出	16	土居 尚行	出
	3	岡添 薫代	出	17	倉田 健二	出
	4	松本 隆	出	18	河野 仁	出
	5	増崎 淳子	欠	19	大黒 富与	出
	6	宮本 俊三	出	20	山平 重治郎	出
	7	上田 來喜	出	21	西崎 梅一	出
	8	佐藤 恵子	出	22	埜下 浩孝	出
	9	山口 深	出	23	船平 晃	出
	10	山本 哲也	出	24	赤松 作男	出
	11	和泉 壽男	出	25	山田 聡	出
	12	西口 孝	出	26	藤井 吟一郎	出
	13	門田 茂	出	27	谷口 八千代	出
	14	山本 洋文	出			
議事録署名人	2	畑田 藤志郎		3	岡添 薫代	
職務のため総会に 出席した者の氏名	事務 局長	吉村 克己		課長 補佐	松本 仁志	
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 議案第3号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

### 平成 28 年度第 3 回愛南町定例農業委員会次第

議長(会長)	只今から平成 28 年度愛南町農業委員会第 3 回定例総会を開会致します。
会長	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。西崎会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 27 名中 26 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第一、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、2 番、畑田 藤志郎委員と 3 番、岡添 蔦代委員を指名致します。 それでは、日程第二、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願い致します。 受付番号 3 番、御荘長月 2843 番でございます。地目・面積は田・758 m <sup>2</sup> で 3 条有償移転でございます。経営面積は 132.4a でございます。 受付番号 4 番、御荘平山 1617 番外 3 筆でございます。地目・面積は畑・11,716 m <sup>2</sup> で 3 条有償移転でございます。経営面積は 637.5a でございます。 受付番号 5 番、御荘平山 10 番外 2 筆でございます。地目・面積は畑・7,116 m <sup>2</sup> で 3 条有償移転でございます。経営面積は 0a でございます。 受付番号 6 番、御荘平山 1621 番でございます。地目・面積は畑・805 m <sup>2</sup> で 3 条有償移転でございます。経営面積は 236.3a でございます。 受付番号 7 番、御荘平山 77 番外 1 筆でございます。地目・面積は畑・5,837 m <sup>2</sup> で 3 条有償移転でございます。経営面積は 294.7a でございます。 以上 5 件でございます。申請書等また現地確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほど宜しくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。3 番お願い致します。

委員	お手元の地図にもありますように、ちょうど譲受人の自宅前の水田でございます。ずっと利用権設定をして借りていて、作付は水稻コシヒカリで栽培されていましたが、譲渡人がもうよう作らないから買って欲しくないかということで、ちょっと値は高かったんですけど、仕方なしに買ったという譲受人の意見でございます。しかし譲受人は熱心に農業をやられよるので、その点は問題ないと思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
事務局	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。次に4番お願い致します。
委員	場所といたしましては南宇和高校農業科の施設の近くです。譲受人が、引き続き柑橘栽培をされるそうです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。次に5番お願い致します。
委員	場所は御荘病院付近です。譲受人は20代の若い方で、引き続き柑橘栽培をされるそうです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。次に 6 番お願い致します。
委員	場所は南宇和高校農業科の施設付近です。譲渡人と譲受人はご兄弟で、引き続き柑橘栽培をされるそうです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。次に 7 番お願い致します。
委員	場所は御荘病院付近です。譲受人は 30 代の方で、引き続き柑橘栽培をされるそうです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しまし

議長(会長)	<p>た。</p> <p>次に議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号3番、広見1867番1、地目・面積は畑・315㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。</p> <p>また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号4番、広見2576番1外2筆、地目・面積は田2筆・713㎡、畑1筆・113㎡でございます。転用目的はグループホームでございます。</p> <p>また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号5番、御荘菊川2410番1、地目・面積は畑・357㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。</p> <p>また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号6番、御荘菊川2410番2、地目・面積は畑・76㎡でございます。転用目的は農家住宅でございます。</p> <p>また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号7番、広見1298番3外1筆、地目・面積は畑・302.56㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。</p> <p>また、農地の区分は良好な営農条件を備えている農地で第1種農地と判断されますが、この農地は例外的に許可することができる農地です。</p> <p>受付番号8番、城辺乙839番3、地目・面積は畑・251㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。</p> <p>また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。</p> <p>申請につきましては担当農業委員さんより調査書も提出頂いております。</p> <p>以上6件でございます。ご審議宜しくお願い致します。</p>

議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。3番お願い致します。
委員	譲受人は、津波の来ない高い所に家を建てたいということで、一本松の方で土地を探されておりました。場所は地図の方に札掛と書いてありますが、遍路道の近くで、篠山三号線沿いです。譲渡人は、以前ここで大規模な養鶏をされていたんですが、養鶏場が今移転して、その後は使用していないという状況の土地になります。問題は無いと思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。次に4番お願い致します。
委員	場所はレグザムの下になります。このグループホームは来年の春以降のオープンを目指して、もう町の審査も終わってここにということで決定をしている案件です。周辺が農地ですから、駐車場なんかの関係で車を道路に停めたりせんようにと言うたら、大丈夫ですということでした。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。次に5番お願い致します。

委員	前にもこの案件は出ていたんですけど、農振に入っていることが分かり、一度取り下げた分です。この度ちゃんと農振除外の許可がおりたそうです。譲受人は譲渡人の孫になります。ここはすでに家も建っており、始末書もでています。以上です。ご審議の程、宜しく願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。次に 6 番お願い致します。
委員	先程の案件と譲渡人は同じで、6 番の案件はその隣の土地になります。譲渡人と譲受人の家は隣で、譲渡人の土地に譲受人の家が一部入っとして、双方で話し合いがついたので、今回の申請となりました。以上です。ご審議の程、宜しく願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。次に 7 番お願い致します。
委員	場所は地図をご覧になってもろたら分かるんですが、一本松の農協ガソリンスタンドと〇〇自動車さんとの間の農道を、北に向かって 1.5km 行った所にあります。日当たりも良い土地なので、ちょっともったいないくらいの土地です。以上です。ご審議の程、宜しく願い致します。

議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。次に 8 番お願い致します。
委員	譲渡人と譲受人は友人だそうです。譲受人は高速道路の立ち退きで土地を探していたそうです。場所は、南宇和病院の近くの栞庵橋を渡って、すぐ左にある道を上がったら、四叉路をフジの方へ 100m ぐらい行った所です。排水は前に溝がありますので、大丈夫です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。
議長(会長)	次に議案第3号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第3号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。 受付番号 120 番は再設定で、緑乙 3250 番外 1 筆、地目・面積は田・2,634㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は 6 年でございます。



受付番号 121 番は再設定で、緑乙 3348 番、地目・面積は田・1,498 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 122 番は再設定で、緑乙 3487 番、地目・面積は田・1,272 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 123 番は再設定で、城辺甲 3600 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・2,641 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。

受付番号 124 番は再設定で、城辺甲 3801 番外 2 筆、地目・面積は田・4,531 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。

受付番号 125 番は再設定で、城辺甲 2847 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・3,706 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。

受付番号 126 番は再設定で、上大道 1156 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・1,820 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 2 年でございます。

受付番号 127 番は再設定で、上大道 774 番、地目・面積は田・746 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 2 年でございます。

受付番号 128 番は再設定で、中川 1698 番、地目・面積は畑・1,801 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。

受付番号 129 番は再設定で、中川 822 番 1 外 5 筆、地目・面積は田・5,876 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。

受付番号 130 番は再設定で、僧都 350 番 1、地目・面積は田・1,752 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。

受付番号 131 番は再設定で、僧都 1965 番、地目・面積は田・962 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 132 番は新規で、緑乙 2203 番外 6 筆、地目・面積は田 4 筆・6,746 m<sup>2</sup>、畑 3 筆・5,793 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。

受付番号 133 番は新規で、緑乙 2213 番外 3 筆、地目・面積は田 1 筆・1,767 m<sup>2</sup>、畑 3 筆・1,688 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。

受付番号 134 番は新規で、御荘深泥 268 番 1、地目・面積は畑・291 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 135 番は新規で、御荘平城 3629 番 1 外 3 筆、地目・面積は田・2,971 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 136 番は新規で、増田 1879 番外 2 筆、地目・面積は田 1 筆・170 m<sup>2</sup>、畑 2 筆・7,671 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 10 年でございます。

	<p>受付番号 137 番は新規で、小山 1163 番外 1 筆、地目・面積は田・3,137 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>以上いずれの案件におきましても農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての議案の審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長 西 崎 梅 一

議事録署名人

議事録署名人